

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。標準税率は10%となりますが、軽減税率対象品目の税率は8%のまま据え置かれます。

編集長後記 | 6月のイメージはやはり「梅雨」ですが、体調管理が重要な季節でもあります。今月号の紙面では、この時期に行う税務とともに